

第 20 回 公 安 委 員 会 定 例 会 開 催 状 況

1 開催日時

令和 7 年 8 月 7 日（木）13時00分～16時50分

2 決裁事項

(1) 免許の取消し等

警察本部から、免許の取消し等について報告を受け、決裁した。

(2) 公安委員会規程の一部改正

警察本部から、公安委員会規程の一部改正について報告を受け、決裁した。

(3) 苦情の受理

警察本部から、苦情の受理について報告を受け、決裁した。

(4) 審査請求の裁決

警察本部から、審査請求の裁決について報告を受け、決裁した。

(5) 岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び岡山県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部改正

警察本部から、岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び岡山県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部改正について報告を受け、決裁した。

(6) 苦情の調査結果

警察本部から、苦情の調査結果について報告を受け、決裁した。

(7) 賞揚等禁止命令（本命令）の発出

警察本部から、賞揚等禁止命令（本命令）の発出について報告を受け、決裁した。

(8) 特定抗争指定暴力団等の指定期限の延長

警察本部から、特定抗争指定暴力団等の指定期限の延長について報告を受け、決裁した。

(9) 警察職員等の援助要求

警察本部から、警察職員等の援助要求について報告を受け、決裁した。

3 報告事項

(1) 公益社団法人被害者サポートセンターおかやまの経営状況

警察本部から、

- 当該団体は、犯罪行為等により害を被った者及びその家族又は遺族に対して、犯罪被害相談員等による相談・情報の提供及び直接的支援その他各種支援活動を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の重要性等について国民の理解を深め、もって犯罪被害者等が受けた被害を早期に軽減するとともに犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成15年に発足し、平成18年に社団法人として設立、その後、平成25年に公益法人制度改革によって公益社団法人に移行し、現在に至っている。
- 令和6年度の収益は、令和5年度と比較すると、受取補助金等が減額となったが、受取会費や受取寄付金等が増えたことで、全体としては微減に留まっており、支出額の大きな変動もないことから、経営状況に問題は認められず、公益目的事業会計についても、収支相償を満たしており、問題は認められない。

旨の報告を受けた。

委員が、

「犯罪に遭われた方が頼るという大切な機能を持っているため、今後とも県警察と連携し、うまく運用していただきたい。」

旨を発言した。

(2) 水島警察署建替第2期本館棟建築工事の工事請負契約締結

警察本部から、

- 重大事件・事故や自然災害発生時の警察活動の拠点としての機能を備え、県民の利便性を最大限確保するため、現在地で水島警察署新庁舎を建築する。
- 県建築営繕課において、総合評価落札方式一般競争入札が行われ、7月14日に落札業者が決定した。
- 落札業者との契約締結に当たっては、議会の議決を経る必要があるため、令和7年岡山県議会9月定例会に付議し、同定例会で可決されれば、落札業者と本契約を締結する予定である。

旨の報告を受けた。

委員が、

「工事終了までに期間を要し、大変な工事になると思うが、いい建物を建てていただきたい。」

旨を発言した。

(3) 公益社団法人岡山県防犯協会の経営状況

警察本部から、

- 公益社団法人岡山県防犯協会は、県民の防犯思想の高揚を図り、行政と連携し一体的な防犯活動を推進するとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに青少年の健全育成に寄与し、もって、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指すことを目的に、昭和60年6月に社団法人として設立され、平成25年4月に公益社団法人に移行し、現在に至っている。
- 令和6年度は、古物標識等の売上げは減少しているが、寄付金収入の増加、古物標章等の仕入れ方法の見直し、会議費の削減等により収益超過状態にあり、公益目的事

業会計についても収支相償を満たしていることから、経営状況に問題は認められない。
旨の報告を受けた。

委員が、

「世界中の経済情勢が動きやすい環境になっており、安全な債権と言われるものでも損益を出しやすくなっているため、運用する上で、リスクヘッジをする最低限のボーダーラインは決めておいた方が良いと思う。」

旨を発言した。

(4) 令和7年上半期の少年非行概況等

警察本部から、

- 刑法犯少年は324人と、前年同期比57人（21.3%）増加、非行率は1.82人と、前年同期比0.30人増加、14歳から19歳における犯罪少年の再犯者率は38.6%と、前年同期比8.3ポイント増加した。
- 刑法犯少年のうち犯罪少年は233人と、前年同期比42人（22.0%）増加、主な罪種は、多い順に万引き、傷害、単純暴行、自転車盗、オートバイ盗となっており、触法少年は91人と、前年同期比15人（19.7%）増加、主な罪種は、多い順に万引き、単純暴行、傷害となっている。
- 学職別では、特に高校生と有職少年が増加し、高校生が84人と、前年同期比13人増加、有職少年が70人と、前年同期比35人増加した。
- 初発型非行については145人と、前年同期比4人増加、このうち万引きが109人と、前年同期比26人増加した。
- 特別法犯少年は78人と、前年同期比16人増加、主な増加罪種として、岡山県青少年健全育成条例違反が17人と、前年同期比11人増加、軽犯罪法違反が22人と、前年同期比3人増加した。

旨の報告を受けた。

委員が、

「少年非行は増加しているが、対策してきたことは成果として出ていると思う。原因分析の結果を踏まえて、今後も少年非行対策に取り組んでいただきたい。

少年非行について、すごい勢いで増加している。SNSが普及したことで、少年非行についても連鎖反応が起きやすい環境になっていると思う。」

旨を発言した。

(5) 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの経営状況

警察本部から、

- 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの経営状況については、地方自治法第243条の3に基づき、毎年、議会への提出が義務付けられている。
- 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターは、県民の総力を結集して暴力追放運動を展開し、暴力団が存在し得ない社会基盤を確立するとともに、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有すると認められる者による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等に寄与することを目的に、平成4年4月に財団法人として設立され、平成22年12月に公益財団法人に移行し、現在に至っている。

- 理事長については、岡山県県民生活部長が就任している。
- 暴力追放運動推進センターは、借入金等はなく、事業も基本財産の運用益や賛助会費及び受託事業の収入等で運営されているとともに、基本財産についても国債や地方債などの国内債券を中心に安全な運用に努めるなど、安定した経営が行われており、財務状況は健全で、事業の継続性が確保されている。

旨の報告を受けた。

委員が、

「暴力追放運動推進センターは、県警察と連携しながら暴力団排除等に対応する大切な組織であるため、うまく運用していただきたい。」

旨を発言した。

- (6) 警察官の職務に協力援助した者への災害給付
警察本部から、警察官の職務に協力援助した者への災害給付について報告を受けた。
- (7) 令和7年上半期の岡山市治安概況
警察本部から、令和7年上半期の岡山市治安概況について報告を受けた。
- (8) 防犯情報配信アプリの名称選定の実施
警察本部から、防犯情報配信アプリの名称選定の実施について報告を受けた。
- (9) 特殊詐欺等被害防止緊急対策会議の開催
警察本部から、特殊詐欺等被害防止緊急対策会議の開催について報告を受けた。
- (10) ストーカー規制法に基づく禁止命令等
警察本部から、ストーカー規制法に基づく禁止命令等について報告を受けた。
- (11) 自転車安全利用サミットの開催
警察本部から、自転車安全利用サミットの開催について報告を受けた。
- (12) 集団暴走事件等の検挙
警察本部から、集団暴走事件等の検挙について報告を受けた。
- (13) 令和7年7月中の公安条例許可状況
警察本部から、令和7年7月中の公安条例許可状況について報告を受けた。

4 次回公安委員会

令和7年8月28日（木）13時30分から開催予定